

2020（令和2）年度 相模原市立北相中学校

「いじめ防止基本方針」

相模原市立北相中学校

令和2年4月

相模原市立北相中学校いじめ防止基本方針

【目指す生徒姿】

- ・学び合い、よく考え、自ら学ぶ生徒
- ・礼儀正しく、人の心の痛みがわかり、互いを思いやり、高め合う生徒
- ・命を大切にし、心と体をきたえる生徒
- ・自分を見つめ、夢や目標を掲げ、何事にも努力する生徒

【家庭・地域との連携】

学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設ける。

- ・学校改善支援委員会

【校内組織】

北相中学校いじめ防止対策委員会
【構成員】校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、支援教育コーディネーター、チームリーダー、青少年教育カウンセラー
【役割】生徒のいじめの防止等に係る取組方針の企画立案などを行い、いじめ事案発生時は緊急会議を開き対応を協議する。

【関係機関との連携】

いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるように、関係機関(教育委員会、児童相談所、警察、医療機関など)との連携を図る。

- ・ケース会議

【いじめ未然防止】

- (1)生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ・協同的な学び
 - ・話し合い活動の充実
- (2)教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ・学校祭における異学年交流
 - ・あいさつ運動
- (3)教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、平和学習、読書活動、体験活動などの推進をする。
 - ・講演会
 - ・相模ダム追悼会
 - ・修学旅行
 - ・被爆体験講話
- (4)いじめについて、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
 - ・いじめについての研修
 - ・人権研修
 - ・情報モラル研修
- (5)学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
 - ・環境美化作業
 - ・あいさつ運動
 - ・職場体験学習(2年生)
 - ・学校改善支援委員会

【いじめの早期発見】

- (1)日常的な観察を充実させ生徒の様子に目を配る。

・個人ノート・学級日誌・教育相談
(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
・アンケートの実施:各学期に1回 ・教育相談の実施:各学期に1回
(3) 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
・相談窓口の周知 ・保健室だより、相談室だよりの発行

【いじめへの対応】

(1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

【重大事態への対処】

重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、教育委員会と連携し、同種の事態の発生防止に資するために調査等を行う。

1 「いじめ防止基本方針」について

基本理念

相模原市立北相中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

①いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

②いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての生徒がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

③いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの生徒にも起こりうることから、いじめが生徒の心身等に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止等の組織的な取組を推進するため、次の組織を設置する。

- 組織名称：北相中学校いじめ防止対策委員会
- 構 成 員：校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、支援教育コーディネーター、チームリーダー、青少年教育カウンセラー
- 委員会の取組内容
 - ①いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組
 - ②いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
 - ③いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
 - ④いじめを行った生徒に対する指導
 - ⑤いじめを行った生徒の保護者に対する助言
 - ⑥専門的な知識を有する者等との連携
 - ⑦その他いじめの防止等に係ること

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1)生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ①授業改善：小グループによる協同的な学びを行う。
 - ②居場所作り：話し合い活動の充実
- (2)学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ①絆づくり：学校祭における異学年交流
 - ②生徒会活動：あいさつ運動、意見箱の設置、地域美化作業（PTAとの連携）

- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
- ①人権教育の充実:「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る、講演会、相模湖・ダムフィールドワーク
 - ②道徳教育の充実:道徳の時間だけでなくすべての教育活動の中での実践
 - ③読書活動:朝読書を行う
 - ④小・中交流行事:小学生を招いての授業公開及び部活動見学
- (4) いじめについて、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ①校内研修:いじめについて、人権研修、情報モラル研修
 - ②教師向けチェックリストにより、いじめ防止の充実を図る。
 - ③全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
 - ④保護者会、学級懇談会においての啓発
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- ①環境美化作業(PTAとの連携)
 - ②学校改善支援委員会
 - ③職場体験学習(2年生)

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- ①休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子
 - ②個人ノート、学級日誌、教育相談等により把握
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ①アンケートの実施:各学期に1回
 - ②教育相談の実施:各学期に1回
- (3) 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ①相談窓口の周知:青少年教育カウンセラー 毎週火曜日
:042-684-2028(直通)
いじめ相談ダイヤル:042-707-7053
ヤングテレフォン :042-755-2552
 - ②保健室だより、相談室だよりの発行
 - ③青少年教育カウンセラーによる校内巡視及び、ふれあいルームの開放
 - ④家庭訪問の実施

5 いじめへの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1)被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

①校内の「北相中いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有する。

②すみやかに事実確認を行い、関係生徒及びその保護者、集団全体(学級、部活動、遊び仲間等)へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。

③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等への協力や援助を求める。

(2)教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

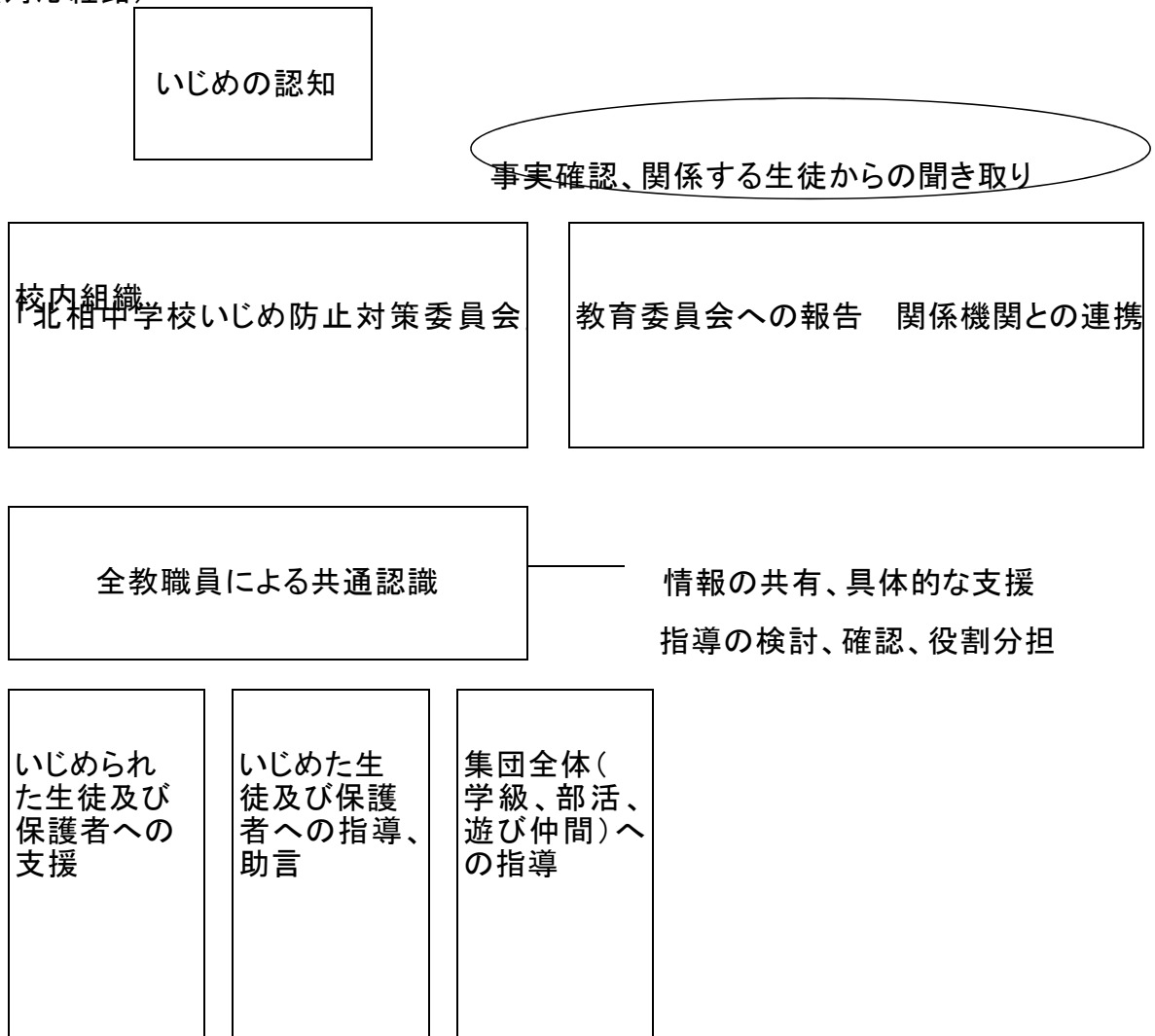
○スクールソーシャルワーカー、青少年教育カウンセラー

○警察署、県警少年相談・保護センター

○青少年指導員・青少年相談員

○児童相談所、緑区こども家庭相談課

(対応経路)



・ 生徒及び、保護者からの相談や訴えには真摯に傾聴する。一人で抱え込まず、校内組織「北相中学校いじめ防止対策委員会」で情報を共有するなどして、報告・連絡・相談の徹底を図る。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため教育委員会と連携し、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。